

保護者 様

新潟県立新津工業高等学校長

出席（登校）停止について（通知）（インフルエンザを除く）

お子さんが現在かかっていると思われる病気は、学校保健安全法により他の生徒にうつるおそれのある期間は出席（登校）できないことになっております。

必ず医師の診断および治療を受け、下記の「感染症診断通知書」を持たせて出席（登校）させてください。***インフルエンザと診断された場合のみ、令和4年8月から当面の間、療養解除について保護者が記入する様式「療養解除届（インフルエンザ用）」となりました。**

なお、出席（登校）停止になった期間は、欠席とはみなされません。

※ 医療機関によっては、下記の「感染症診断通知書」を記入する際に、文書料として有料となる場合がありますので、ご承知おきください。

病 名	出席（登校）停止の期間（基準）
	第2種の感染症は、下記の基準の他、医師により感染のおそれがないと認めるまで出席停止となります。
(1 インフルエンザ *別様式の届あり)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
2 百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質による治療が終了するまで。
3 麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
4 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
5 風疹	発疹が消失するまで。
6 水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
7 咽頭結膜熱 (アデノウイルス感染症)	主要症状が消失した後2日を経過するまで。
8 結核	症状に応じて医師が感染のおそれがないと判断するまで
9 髄膜炎菌性髄膜炎	症状に応じて医師が感染のおそれがないと判断するまで
10 その他	症状に応じて医師が感染のおそれがないと判断するまで

注：○印は、かかっていると思われる病気

専門医 様

現在かかっている疾病が治癒し、又は他の生徒にうつるおそれがなくなりましたら、保護者又は生徒に「出席（登校）してもよい」旨の指導をし、下記の通知書によりお知らせくださいますようお願いいたします。

----- き り と り せ ん -----

感 染 症 診 断 通 知 書

新潟県立新津工業高等学校長 様

下記の生徒の疾病は治癒し、または、他の生徒にうつるおそれがないと認められますので通知します。

学年・組 氏名	年 組 氏名
---------	--------

病名 _____ 診断日 _____ 月 _____ 日

出席（登校）してもよいと認められる日	月	日から
--------------------	---	-----

医療機関名 _____

医師氏名 _____